

第 107 期 中 間 決 算 公 告

平成19年12月21日

住 所 宮崎市広島2丁目1番31号

株式会社 宮崎太陽銀行

取締役頭取 宮田穂積

中間貸借対照表(平成19年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	10,716	預 金	525,585
コ ー ル ロ ー ン	45,500	借 用 金	20
買入金銭債権	1,689	外 国 為 替	0
有 価 証 券	97,858	そ の 他 負 債	2,112
貸 出 金	385,942	退 職 給 付 引 当 金	1,602
そ の 他 資 産	2,227	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	277
有 形 固 定 資 産	15,044	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	136
無 形 固 定 資 産	320	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,641
繰 延 税 金 資 産	4,414	支 払 承 諾	1,767
支 払 承 諾 見 返	1,767	負 債 の 部 合 計	533,144
貸 倒 引 当 金	4,838	(純資産の部)	
		資 本 金	5,752
		資 本 剰 余 金	4,344
		資 本 準 備 金	4,344
		利 益 剰 余 金	13,907
		利 益 準 備 金	2,066
		そ の 他 利 益 剰 余 金	11,841
		退 職 給 与 積 立 金	375
		電 算 化 積 立 金	200
		別 途 積 立 金	10,703
		繰 越 利 益 剰 余 金	562
		自 己 株 式	69
		株 主 資 本 合 計	23,935
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,731
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	10
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,841
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	3,563
		純 資 産 の 部 合 計	27,498
資 産 の 部 合 計	560,643	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	560,643

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については中間期末前 1 ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、債券については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15 年～50 年
動産	5 年～6 年

なお、平成 19 年度税制改正に伴い、平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

また、当中間期より、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を 5 年間で均等償却しております。なお、これにより、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ 9 百万円減少しております。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

7. 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率

す。

13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. 貸出金の一部につき、金利リスクの回避の手段として、金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理及び繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理につきましては特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代え、また繰延ヘッジにつきましては個別に有効性の判定を行っております。

15. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

16. 関係会社の株式（及び出資）総額 429 百万円

17. 有形固定資産の減価償却累計額 6,004 百万円

18. 有形固定資産の圧縮記帳額 560 百万円

19. 貸出金のうち、破綻先債権額は 941 百万円、延滞債権額は 9,831 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

20. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は - 百万円であります。

なお 3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 3,374 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

22. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 14,147 百万円であります。

なお 19. から 22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 9,457 百万円であります。

24. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 382 百万円

担保資産に対応する債務

預金 317 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 8,594 百万円及び預け金 3 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 106 百万円であります。

25. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法に基づいて合理的な調整を行って算出

26. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 2,790 百万円であります。

なお、当該保証債務に係わる支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第 38 号平成 19 年 4 月 17 日）により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間期において上記相殺を行った場合は、前中間期末の支払承諾および支払承諾見返りはそれぞれ 2,090 百万円減少します。

27. 1 株当たりの純資産額 516 円 21 銭

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。29. についても同様であります。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	13,625	16,188	2,563
債券	57,449	57,273	175
国債	36,216	35,884	332
地方債	4,508	4,592	84
社債	16,724	16,796	71
その他	10,493	10,616	122
合計	81,568	84,078	2,509

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 777 百万円を差し引いた額 1,731 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

29. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額（百万円）
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	8,800
非上場国内債	3,390
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式等	429
その他有価証券	
非上場株式	656
その他の証券	503

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、11,259 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 11,186 百万円、1 年超のものが 73 百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	4,254 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	652
減価償却費損金算入限度額超過額	126
有価証券評価損	722
その他	<u>583</u>

繰延税金資産小計	6,340
評価性引当額	<u>1,147</u>
繰延税金資産合計	5,192
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>777</u>
繰延税金負債合計	777
繰延税金資産の純額	<u>4,414</u> 百万円

32. 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号) 及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号) 等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成 19 年 6 月 15 日付及び同 7 月 4 日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

33. 単体自己資本比率(国内基準)は、8.26%であります。

(単位:百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		8,023
資金運用収益	6,315	
(うち貸出金利息)	(5,335)	
(うち有価証券利息配当金)	(881)	
役務取引等収益	950	
その他業務収益	38	
その他経常収益	720	
経 常 費 用		7,149
資金調達費用	747	
(うち預金利息)	(732)	
役務取引等費用	571	
その他業務費用	63	
営業経費	4,524	
その他経常費用	1,241	
経 常 利 益		874
特 別 利 益		33
特 別 損 失		394
税引前中間純利益		512
法人税、住民税及び事業税		300
法人税等調整額		8
中 間 純 利 益		221

注1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 4円15銭

3. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 1,018百万円を含んでおります。

4. 「特別損失」には、役員退職慰労引当金繰入額 256百万円及び睡眠預金払戻損失引当金繰入額 136百万円を含んでおります。

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 3 社

会社名

株式会社 宮崎太陽ビジネスサービス

株式会社 宮崎太陽リース

株式会社 宮崎太陽キャピタル

非連結の子会社及び子法人等

みやざき太陽チャレンジファンド投資事業有限責任組合

J A I C - みやざき太陽 1 号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

みやざき太陽チャレンジファンド投資事業有限責任組合

J A I C - みやざき太陽 1 号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9 月末日 3 社

(4) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、20年間の均等償却を行っております。

中間連結貸借対照表 (平成19年 9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	10,723	預 金	525,491
コールローン及び買入手形	45,500	借 用 金	600
買 入 金 銭 債 権	1,689	外 国 為 替	0
有 価 証 券	98,005	そ の 他 負 債	2,616
貸 出 金	382,066	退 職 給 付 引 当 金	1,610
そ の 他 資 産	7,067	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	277
有 形 固 定 資 産	15,448	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	136
無 形 固 定 資 産	332	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,641
繰 延 税 金 資 産	4,527	支 払 承 諾	1,767
支 払 承 諾 見 返	1,767	負 債 の 部 合 計	534,141
貸 倒 引 当 金	5,093	(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	5,752
		資 本 剰 余 金	4,344
		利 益 剰 余 金	13,986
		自 己 株 式	72
		株 主 資 本 合 計	24,011
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,731
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	10
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,841
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	3,563
		少 数 株 主 持 分	317
		純 資 産 の 部 合 計	27,893
資 産 の 部 合 計	562,035	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	562,035

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社出資金については、移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については、中間連結決算期末前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、債券については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～50年
動産	5年～6年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき主として定率法により償却しております。

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

また、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これにより、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ9百万円減少しております。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

7. 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保

の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,882百万円であります。

連結される子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

9. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額を計上しております。なお、当中間連結会計期間はその支給見込額を合理的に見積もることが困難なため、費用処理しておりません。

10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異（1,202百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

11. 従来、役員退職慰労引当金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用し、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員

に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。

これにより、従来の方法に比べ、営業経費は 20 百万円、特別損失は 256 百万円それぞれ増加し、経常利益は 20 百万円、税金等調整前中間純利益は 277 百万円それぞれ減少しております。

12. 利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来、払戻時の費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第 42 号平成 19 年 4 月 13 日)が平成 19 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用し、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を睡眠預金払戻損失引当金として計上しております。

これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は 0 百万円、特別損失は 136 百万円それぞれ増加し、経常利益は 0 百万円、税金等調整前中間純利益は 136 百万円それぞれ減少しております。

13. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. 当行は貸出金の一部につき、金利リスクの回避の手段として、金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理及び繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理につきましては特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代え、また繰延ヘッジにつきましては個別に有効性の判定を行っております。

15. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

16. 関係会社の株式(及び出資)総額(子会社の株式(及び出資)を除く) 420 百万円

17. 有形固定資産の減価償却累計額 6,771 百万円

18. 有形固定資産の圧縮記帳額 560 百万円

19. 貸出金のうち、破綻先債権額は、947 百万円、延滞債権額は 10,056 百万円でありま

す。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であり

ます。

20. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は - 百万円であります。

なお 3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 3,374 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

22. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 14,379 百万円であります。

なお 19. から 22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 9,457 百万円であります。

24. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 382 百万円

担保資産に対応する債務

預金 317 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 8,594 百万円及び預け金 3 百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は 106 百万円であります。

25. 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 4 号に定める地価税法に基づいて合理的な調整を行って算出

26. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する保証債務の額は 2,790 百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」

(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾および支払承諾見返はそれぞれ2,090百万円減少します。

27. 1株当たりの純資産額 517円71銭

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。29. についても同様であります。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	13,625	16,188	2,563
債券	57,449	57,273	175
国債	36,216	35,884	332
地方債	4,508	4,592	84
社債	16,724	16,796	71
その他	10,493	10,616	122
合計	81,568	84,078	2,509

なお、上記の評価差額から繰延税金負債777百万円を差し引いた額1,731百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

29. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	8,800
非上場国内債	3,390
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式等	420
その他有価証券	
非上場株式	662
非上場国内債	150
その他の証券	504

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額ま

で資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、11,259 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 11,186 百万円、1 年超のものが 73 百万円であります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号) 及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号) 等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成 19 年 6 月 15 日付及び同 7 月 4 日付) 金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。
32. 連結自己資本比率(国内基準)は、8.35%であります。

中間連結損益計算書

平成19年 4月 1日から
平成19年 9月30日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	9,061
資 金 運 用 収 益	6,285
(うち貸出金利息)	(5,301)
(うち有価証券利息配当金)	(885)
役 務 取 引 等 収 益	982
そ の 他 業 務 収 益	1,080
そ の 他 経 常 収 益	712
経 常 費 用	8,142
資 金 調 達 費 用	753
(うち預金利息)	(732)
役 務 取 引 等 費 用	569
そ の 他 業 務 費 用	1,081
営 業 経 費	4,472
そ の 他 経 常 費 用	1,265
経 常 利 益	918
特 別 利 益	33
特 別 損 失	394
税金等調整前中間純利益	556
法人税、住民税及び事業税	319
法人税等調整額	10
少数株主利益	16
中間純利益	231

注1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 4円33銭

3. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額1,042百万円を含んでおります。

4. 「特別損失」には、役員退職慰労引当金繰入額 256百万円及び睡眠預金払戻損失引当金繰入額 136百万円を含んでおります。